

## 独立行政法人産業技術総合研究所行政支出見直し計画

平成 2 1 年 6 月 1 2 日

独立行政法人産業技術総合研究所

本計画は、不適切な支出を是正し、産業技術総合研究所（以下「当所」という。）が行う事業に対する国民の信頼回復を図ることは最重要の課題であることから、当所において、自律的に行政支出の見直しに取り組むための基本的事項を定めるものである。

なお、国がこれまでに定め、当所として実行してきた行政支出見直しに資する各種の取り組みについては、本計画と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図る。

### ．予算の重点的な見直し等

#### 1．公益法人への支出

##### （1）基本的な考え方

当所から公益法人への支出については、徹底した見直しを行い、当初より公益法人への支出を見込むことをせず、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等の競争性のある契約方式とした。また、平成 2 1 年度予算執行において削減に努めるとともに、公益法人への支出の状況に関する情報を開示する。

##### （2）具体的な取り組み

一般競争入札等の競争性のある契約方式による事業について、新規参入事業者を不当に制限することのないよう、以下の取り組みを行う。【引き続き実施】

- ・入札参加資格の見直し
- ・適切な公告期間・事業単位の設定
- ・技術点に係る適切な評価項目、評価点の設定 等

公益法人への支出について、支出先・内容・金額・契約方式等の情報を、当所のホームページで公表する。【平成 2 1 年度から実施】

#### 2．委託調査費及び広報経費

##### （1）基本的な考え方

委託調査費及び広報経費について、事業の必要性をゼロベースで見直すこと等に

より、予算の削減に努め、効果的かつ効率的に事業を実施する。

## (2) 具体的な取り組み

委託調査の報告書について、特定の個人又は法人の権利利益を害するおそれがある場合等を除き、原則として当所のホームページで公表する。【平成21年度から実施】

広報事業において、ノベルティグッズの作成・配布、タレント等の起用について、その有効性を合理的に説明できる場合等を除き、原則として禁止する。【平成21年度から実施】

委託調査費及び広報経費について、支出先・内容・金額・明細・契約方式の情報を、当所のホームページで公表する。【平成21年度から実施】

## 3. 事務経費

### (1) 基本的考え方

平成20年度予算執行から、レクリエーション経費を廃止した。また、タクシー代を含む事務経費について、引き続き節約に努める。

### (2) 具体的な取り組み

深夜タクシーの使用について、タクシー券使用要領に従って、タクシー使用の要件の確認を厳格に行うとともに、使用状況等の管理簿等への記載を徹底する。【引き続き実施】

深夜タクシー代の支出の状況について、四半期毎に当所のホームページで公表する。【平成21年度から実施】

以上のほか、旅費、業務用車両、電子政府、アウトソーシング、電話、定期購読図書等についても、引き続き事務経費の削減に努める。【引き続き実施】

## . 契約手続の適正化

### 1. 競争性のある契約方式への移行

### ( 1 ) 基本的な考え方

随意契約見直し計画で定めたとおり、国民の目線に立って、真にやむを得ない随意契約以外は一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行することを基本とし、競争性のない随意契約の占める割合について同計画で定めた目標をすみやかに達成する。

### ( 2 ) 具体的な取り組み

当所の行う契約について、随意契約を行おうとする場合には、財務会計部門、研究環境整備部門又は産学官連携推進部門の承認を得なければならないこととし、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)等に従って、随意契約を認めることが適当か否かを審査する。【引き続き実施】

平成20年度に競争性のない随意契約を行った事業について、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行い、その検討の結果を当所のホームページで公表する。【平成20年度前期分については平成21年3月に公表済みであり、平成20年度後期分については平成21年6月までに実施】

## 2 . 実質的な競争性の確保

### ( 1 ) 基本的な考え方

一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行した事業であっても、実質的な競争原理が働くよう、引き続き以下のような取り組みを行う。

- ・事業者が提案を行うために必要な期間を確保する。
- ・仕様書・公募要領の作成にあたっては、当所の求める事業成果や事業規模を明確にすることにより、事業者が技術提案及び適正な金額等を提示できるようにする。
- ・事業期間、事業規模については、年間を通じて適正な執行に努めることとする。

### ( 2 ) 具体的な取り組み

事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、以下の取り組みを行う。

- ・事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締め切りまでの期間を十分に確保する。具体的には、以下の期間の設定を基本とする。【引き続き実施、イ)研究開発等については平成21年度から実施】

	公告～説明会	説明会～提案締め切り
イ)研究開発等	10日間	20日間
ロ)その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業(例・調査、広報等)	7日間 (必要に応じ説明会を実施)	15日間
ハ)イ及びロ以外の事業(例・印刷、物品購入等)	7日間 (必要に応じ説明会を実施)	7日間

事業者が提案をするに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書・公募要領となるよう、以下の取り組みを行う。

- ・高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査対象者等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載とし、必要に応じ、関連情報を提供する公募説明会を開催する。【引き続き実施】
- ・仕様書作成にあたっては、業務遂行上、必要最低限の機能や条件を提示することにより、複数者による競争性の確保に努める。【引き続き実施】

人員の配置が困難であったり、キャッシュフローの余力のない、比較的規模の小さい事業者も競争に参加できるよう、以下の取り組みを行う。

- ・開札日から役務等の履行開始日までの期間について、契約の対象となる業務の内容に応じて、事業者が必要な準備を行えるよう、十分な期間を確保するよう努める。【引き続き実施】
- ・一つの契約で、相乗効果の期待できない複数の事業を実施しているものについて、これらの事業を分割し、複数の契約とする。【引き続き実施】

### 3. より良い提案の受け入れ

#### (1) 基本的な考え方

高度に専門的な事業については、いかに安く調達するだけでなく、いかにして一定のコストに対して最も価値の高いものを調達するか(VFM; Value For Money)が重要である。そのため、外部の事業者のより良い提案を適切に

評価するための措置を講じるとともに、外部の事業者の積極的な参入を促すため、調達に伴う煩雑な事務を極力排除する。

## ( 2 ) 具体的な取り組み

高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査対象等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載とし、必要に応じ、関連情報を提供する公募説明会を開催する。【引き続き実施】 <再掲>

一般競争入札(総合評価落札方式) 企画競争といった価格以外の技術面の評価を要する契約方式を行う場合には、事業内容に応じて、技術点の評価項目の適切な設定、技術点の基礎点と加点の配分の工夫等の取り組みを行う。【引き続き実施】

また、価格面の競争のない企画競争については、事業者選定における外部有識者の関与の積極化を図る。【平成21年度から実施】

当所の行う契約には、概算契約(契約金額が確定せず概算で見込まれている契約。事業終了後に確定を行い、そこで認められた実費を委託先に支払うもの)と確定契約(契約金額が確定している契約。事業終了後に確定を行うことなく、契約で定められた金額を委託先に支払うもの)の二種類が存在する。これらの契約について、事業内容等に応じて適切な使い分けを行う。【引き続き実施】

## ・ 行政支出の見直しを促進するための環境整備

### ( 1 ) 基本的な考え方

行政支出の見直しの取り組みを一過性のものとすることなく、継続的に行っていくことが重要である。そのため、平成21年6月12日に本本部を設置したところであるが、更に、当所の職員の意識を改革するとともに、外部からの情報や提言を積極的に受け入れる環境を整備する必要がある。

### ( 2 ) 具体的な取り組み

業績・能力評価において、組織全体のパフォーマンス向上のための取組に対する評価を適切に実施する。【引き続き実施】

事業の必要性、有効性、効率性等の観点を踏まえ、組織評価を適切に実施する。

【引き続き実施】

当所のイントラネット上に設置している「業務改善提案箱」(業務の効率的な実施に資する情報や提案を当所職員から幅広く募集するために当所のイントラネット上に設置している掲示板)を活用して、当所における行政支出の見直しに資する情報や提案を所内から幅広く募集する。【平成21年度から実施】

予算の適正執行等を徹底するための啓発活動(職員への周知、研修等)を行う。

【平成21年度から実施】

会計検査院の決算検査報告等について、当所において同様の事態が起こり得ると考えられる事象については、所内において周知徹底を図る他、そのリスクに応じて内部監査の監査項目に反映させるとともに、当所の支出全般に当てはまる事項については、会計事務マニュアルに反映させる等の取り組みを行う。【引き続き実施】

当所のホームページ上に設置されている「相談・手続き・問い合わせ」を活用して、当所における行政支出見直しに資する情報や提案を国民から幅広く募集する。

【平成21年度から実施】